

# はあとメール 第10号

発行人 〒606-8405  
京都市左京区浄  
土寺上南田町26  
☎ 075-761-2109  
住田正則

みなさん、こんにちは。 はあとメール代表の住田正則（行政書士・社会保険労務士）です。

今年も、はや折り返し点に差し掛かってきました。そんな水無月の6月、例年ならどんより、じとじと梅雨空が広がる季節なのですが、今年は、はっきりとしないお天気の日があっても、実際に雨の降ることが少ないのが気になります。

雨模様のお天気の日には、気持ちも湿りがちになりますが、しかし反面、この梅雨前線がもたらす雨は、田植えシーズンを迎えた農家の人々にとっては、まさにモンスーンからの恵みなのです。その恵みは、ひいては私たちの食生活にも直結しています。私たちが現在の豊かな生活を営むことができるのも、こうした四季折々の規則正しい移り変わりのサイクルがあつてのこと。いつまでもこの健全な季節のサイクルが巡り続けるよう、願ってやみません・・・。そんな物思いにふける私をよそに、軒先に巣を構えるツバメたちは、子育てに忙しいのでしょうか、ツイ、ツイとグライダーのように飛び交っています。彼らのヒナが巣立ちを迎える頃、京都には本格的な夏がやって来ることでしょう。



～文通で、あなたの暮らしにうるおいと安心を～  
「市民のみなさんと法律家（専門家）の双方向の交流を、  
文通によって実現していきます」

はあとメールは、私たち法律の専門家と市民の皆さんとの心の交流を目指している団体です。その目標を達成するためのひとつの方策として、私自身のことについて知っていただくこと、これまでの履歴などをお話しさせていただいているところですが、今回もまた、はあとメール代表・住田正則のこれまでの歩みのご紹介にお付き合いいただければ幸いです。今回は完結篇になります。どうぞよろしくお願い致します。

これまで、私、住田正則（40歳）が愛媛県伊予郡松前町というところで生まれ、両親が離婚したために父方の祖父母とともに暮らすことになったこと、近所の子どもたちにいじめられたけれども、ボンヤリとした性格が幸いしてか、気候のおだやかさがよかったのか、あんまり苦労もなく成長してきたこと、ただその代わり、少人数を好み、浮世離れしており、お年寄りにヨワイという人間性がはぐくまれてきたこと、高校は自宅のすぐそばに出来た新設校へ進んだこと、東京の私大に合格したけれども自らの弱さのために中退し、大阪の夜間大学へ入りなおしたこと、さまざまな仕事を経験するうちに、土地家屋調査士事務所の仕事にめぐりあったこと、等をご紹介いたしました。

その続きです。

土地家屋調査士事務所の仕事は、当時の私にとってはなかなか面白く、興味深い仕事でした。トランシットと呼ばれる測量のための精密器械を使って土地を測量し、そのデータを図面にする。あるいは、建物を測って、その大きさや種類・構造などを法務局という役所へ登記する。どれをとっても、今までこのような仕事があることさえ知らなかった私には、全てが新鮮で、珍しいものに映りました。

その中でも、私がやりがいを感じたのは、登記のための書類を作ったり、あるいはそのための事前調査や資料収集をしたりすることでした。大げさに言えば、こうした一連の事務作業を通じて、自分が世の中とつながっている実感を得ることができたのです。責任も重い代わりに、うまく案件が完了したときには、相応の充実感を味わうことができました。恐らく、このときの経験がなければ、後に行政書士や社会保険労務士の試験を受けることも、ましてやそれを自分の職業にしようと思うこともなかったでしょう。そんな意味で、これは私にとってはまさに運命的な仕事でした。

・・・その割には、よくミスやチョンボをして、事務所の先生をはじめ、周囲に迷惑を掛けてしまったことも一度や二度ではありませんでした（汗）

土地家屋調査士事務所の仕事を終えた後も、私はいくつもの職場・いくつもの職業を渡り歩きました。転職回数は、自慢にもなりません結構多いほうだろうと思います。今から考えると、仕事に取り組む自分というものに対して、しっかりとしたスタンスを取ることができていなかったのでしょう。

そうこうするうちに、年齢も30歳を超え、いよいよこれからの身の振り方に悩んでいたとき、ふと視野に飛び込んできたのが行政書士試験の案内でした。そして同時に、土地家屋調査士事務所での事務作業のことが思い起こされ、そこで気持ちにスイッチが入りました。私は早速試験勉強を始め、幸運なことに合格を手にすることができました。翌年には社会保険労務士試験に挑戦し、これもギリギリではありますが、合格することができました。・・・ちなみに、社会保険労務士制度と私は、同い年です。つまり、社会保険労務士制度は、今年で41年、というわけ。

資格を得られた後も、私はしばらくの間会計事務所の会社に就職する等、社会勉強を続けていたのですが3年前にかつてお世話になった土地家屋調査士事務所にて再び仕事を手伝うようになり、そしてそのお手伝いも継続させつつ、昨年にいよいよ本格的に個人事業主としての一步を踏み出しました。

実のところ、まだまだ私の中には浮世離れた甘さが残っており、今でもどうしようもなく反省を重ねる日々もありますが、それでも、少しずつでも、私と関わりを持った皆さまのお役に立てるようと、日々精進しているところです。

こんな私ですが、もしもよろしければ、今後とも末永くお付き合いくださいましたら何よりの幸せです。

私、住田正則の歩みの紹介は、ひとまずこれにて完結です。ありがとうございました。

「はあとメール」の具体的な活動方法・活動内容について、改めてご説明いたします。

基本的に、毎月1回（15日前後）に、法律ひとくちメモやくらしのお役立ち情報などを盛り込んだ「はあとメール」を、本活動の趣旨にご賛同いただきました方々（「はあと会員」と呼びます）へ向けて郵送いたします。会員の方々は、スタッフへ向けてご質問・ご相談などのおたよりを送ることができ、それに対してのお返事をスタッフが書く、という流れで、双方の心のふれあい・意思疎通をはかります。

また、会員の方々は、スタッフが開催する無料相談会やセミナーに優先的にご参加いただくことができ、必要に応じて遺言・相続などの業務依頼をスタッフに発注することができます。すでに心安くしているスタッフへの依頼ですから、その安心感は格別なものになるのではないかと思います。

☆「はあと会員」会費 → 無料です！！

このたび、はあとメールは、京都新聞社会福祉事業団さまの助成金を受けることができました！よって、少なくとも2009年中は会費は必要なく、お申し込みいただくだけで、すぐに「はあとメール」をお送りいたします。さあ皆さん、ぜひぜひ「はあと会員」の輪の中にお入りください～

☆会員へのサービス内容

「はあとメール」発送、質問・お便りへのお返事、相談会・セミナーへの優先ご招待、業務お引き受け等



おたより・ご要望・ご相談など、お気軽にお寄せください。

あなたのご参加を、心よりお待ちしております

（住田 正則）

みなさん、こんにちは。京の菜時記を書かせていただいております  
橋本将詞（社会保険労務士）です。

毎回、京都でとれる旬の野菜を紹介しようと始めた「京の菜時記」、  
7回目となります今回は、京野菜を代表する野菜、賀茂茄子をご紹介します。

# 京の菜時記

賀茂茄子の起源については明らかではありませんが、1684年刊行の「雍州府志」という書物に洛東河原において栽培していた丸くて大きい茄子という記述があり、これが賀茂茄子だといわれています。栽培の上で多量の水を要するため、水利に恵まれた地区が産地となり、



京都市内では上賀茂・西賀茂周辺が主な産地です。現在では、京都府綾部市や亀岡市でも盛んに栽培されています。ただ、市場価格・店頭価格について、京都産は少々高くなっております。近畿圏では、奈良県でも丸茄子として出荷されており、京都の量販店でも購入することができます。

手にあまる大きさで、直径は15cm、重さは1kg近くあるものも。ですが、近年は比較的小さなものが多くなっています。というのにもわけがあり、料理店にあっては、あまりに大きな賀茂茄子を懐石料理の一つとして出すと、それ一つでお腹がいっぱいに

なってしまう。また、スーパー等の量販店からも小さいほうが消費者に手ごろ感があるとのことで、綾部市や亀岡市の賀茂茄子は比較的小さめのサイズを多くなっています。一方、昔からの産地である上賀茂・西賀茂の生産者の方は、賀茂茄子にはこのズッシリ感がないと・・・とおっしゃられ、見事なまでの大きくて立派な賀茂茄子を作られておられます。

茄子は、1本の木から数十本が収穫できますが、賀茂茄子は花を落とし選定する作業に手間がかかります。大きなものを作るにはなおの事、一つの実に栄養分を集中させるためにもったいないと思えるほど選定し、花のうちに落としてしまいます。そのようにして、立派な賀茂茄子が収穫されるのです。

賀茂茄子には、「三へた」といって三角形のへたが特徴で、またそこには大きなトゲがあり、そのトゲに触れると痛いこと。表面を覆う皮は柔らかく、キズがつければそこから傷みはじめるために、収穫・出荷には細心の注意が必要です。

上賀茂の生産者といえば、昔ながらの振り売りで有名です。今でも多品目の野菜を売りに回っておられます。そのために、京都市産に限れば市場を介しての流通量は極端に少なく、また貴重な野菜といえます。

## 遺言書を書くことと意思とき 遺言書は遺言者の意志を尊重し、 その実現を法律で保障するための制度です。

相続が起これば、財産を分ける必要があります。  
財産の多少はあっても、まったく財産がない人はほとんどいません。

### 法定相続人

法定相続人とは、被相続人が亡くなった場合に、民法で決められた相続人で、  
配偶者と血族相続人があります。

- ・配偶者は常に相続人になることができます。
- ・血族相続人には優先順位があります。  
第1順位は子、第2順位は父母や祖父母、第3順位は兄弟姉妹です。  
先の順位の人がいなくて、後の順位の人が相続人になります。

### 法定相続分

法定相続分は、法定相続人が誰になるかによって決まっています。

- ① 配偶者と子の場合  
配偶者は2分の1、子は全員で2分の1で、子が複数の場合は人数で等分します。
- ② 配偶者と父母（子・孫がいらない）の場合  
配偶者は3分の2、親は3分の1で、親が複数の場合は人数で等分します。
- ③ 配偶者と兄弟姉妹（子・孫、父母・祖父母がいらない）の場合  
配偶者は4分の3、兄弟姉妹は4分の1で、兄弟姉妹が複数の場合は人数で等分します。

### ◇ なかなか民法の法定相続割合通りに分けられない？

- ・
- ・ 法定相続の場合、民法で決まっているのは割合ですから「どの財産を、誰が、相続するか」が決まりません。法定相続人全員で話し合って決める必要があります。このような話し合いを遺産分割協議と言います。全員一致が必要で、1人でも反対すると決めることができません。
- ・ 財産が現預貯金だけであれば、法定相続分通りに分けることもできそうですが、実際はお金だけではなく不動産や株式、自動車などもあることでしょう。  
また、財産だけではなく借金や保証債務などのマイナスの財産も相続されます。  
その中でも、不動産は金額が大きく分けることが難しいので、法定相続分通りに相続することはほとんどできません。たとえ相続人間の仲が良くても平等に分けられないため、気持ちの上でしこりが残ってしまうこともあります。  
不動産の相続では、共有で相続してしまうことも多いようです。その時は良いのですが、後々になって売りたいときに売れない、売りにたくないのに売らなくてはならなくなる事態が生じることがあります。実際には共有者全員が賛成しないと建て替えることもできませんし、他の共有者にさらに相続が起き、共有者人数が増えると話し合いも困難になります。

遺言者は遺言書を書くことで、「どの財産を、誰に、相続させるか」の意思を表すことができます。残された家族に思いもよらない気持ちの負担や争いごとが起こりうるのであれば、今から自分の財産をどう渡したらよいのかを考えられてみてはどうでしょうか。

（終わり）

\*今村\*